

平成29年度第13回
野田市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日 時 平成30年3月27日（火）

午前9時から

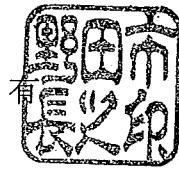
場 所 市役所5階 511・512会議室

- 1 諮問事項 市政メール及びパブリック・コメント手続における確認メールの掲載内容について（公開）
- 2 個人情報取扱事務について（公開）
審議依頼事項
国民健康保険料賦課及び収納管理事務の事務開始届（国保年金課）
報告事項
 - ・消防本部警防課から市民生活部国保年金課に対する救急搬送に関する情報の提供について（国保年金課）
 - ・野田市トライアル雇用終了後若年者常用雇用奨励金支給事務の事務開始届（商工観光課）
 - ・第3次障がい者基本計画を策定するためのアンケート調査に係る個人情報目的外利用報告（障がい者支援課）
 - ・家具転倒防止器具取付事業に関する事務の事務変更届（高齢者支援課）
 - ・野田市骨髄移植ドナー支援事業に関する事務の事務開始届（保健センター）
 - ・各種健診事業に関する事務の事務変更届（保健センター）
 - ・子ども未来教室事業に関する事務の事務変更届（社会教育課）
 - ・野田市文化・スポーツ推進奨励金交付事務の事務開始届（社会体育課）
- 3 個人情報の保護に関する特記事項について（公開）
- 4 代理人による本人開示請求の手続について（公開）

野企広第86号
平成30年3月22日

野田市情報公開・個人情報保護審査会 様

野田市長 鈴木



諮問書

野田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成23年野田市条例第1号）
第3条第3号の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

1 諒問事項

市政メール及びパブリック・コメント手続における確認メールの掲載内容
について

2 諒問に至る経緯等

(1) 確認メールについて

ア 市政メールにおける確認メール

市では、野田市電子メール取り扱い基準（資料1）に基づき、ホームページに投稿フォームを設け、市内に在住又は勤務する方から市政へのご意見（市政メール）を頂いている。

市政メールは、ホームページの投稿フォームから氏名、住所、電話番号、メールアドレス、市からの回答の要否及び内容を投稿いただくと、投稿者が入力したメールアドレス宛てに、市政メールが送信された旨の「確認メール」が自動で送られる仕様となっている（資料2）。

イ パブリック・コメント手続における確認メール

市では、ホームページにパブリック・コメント手続への意見を受けるための投稿フォームを設け、市民及び各案件に利害関係を有する方から意見を頂いている。

平成30年3月7日以前は確認メールの仕組みがなかったが、

平成30.3.22 成



0年3月8日から仕様を変更し、市政メールの取扱いと同様に、投稿フォームから住所、氏名、メールアドレス及び意見を投稿いただくと、投稿者が入力したメールアドレス宛てに、パブリック・コメント手続に係る意見が送信された旨の「確認メール」が自動で送られる仕様とした。

(2) 確認メールの掲載内容に対する市民からの意見

今回、確認メールの掲載内容について、投稿者が入力した意見の内容等を掲載し、投稿者がその内容を控えとして保管しやすくすべきとの意見があった（資料3①）。

(3) 投稿者の入力した意見を確認メールに掲載した場合に懸念される点

市政メールには、市政に対する意見のほか、各種行政サービスを受けている市民を告発するような内容や人権侵害につながるような内容など、個人情報を含む内容が記載されていることもある。

確認メールが自動送信されるメールアドレスは、投稿者自身が入力するものとなっているため、万一、投稿者が入力を誤り、無関係な第三者のメールアドレスを入力してしまった場合、確認メールに掲載された投稿者の意見の内容等が第三者に送信され、結果的に個人情報を流出させることとなる。

また、悪意を持って他人のメールアドレスを入力し、内容に誹謗中傷の類を記載したり、フィッシングサイトやコンピューターウィルスを自動的にインストールさせるサイトのアドレスを記載したりすることも可能となり、迷惑メール等の送信手段に利用される可能性も否定できない（資料4）。

この点、パブリック・コメント手続についても、同様である。

(4) 市民の意見に対する回答及び再度提出された意見

上記(3)の懸念される点を考慮し、確認メールに意見の内容を掲載すべきではないとする回答をまとめ、意見をいただいた市民に対して回答した（資料3②）ところ、「メールアドレス入力は、市政メール投稿者が行うものであり（中略）誤入力とその結果による誤配信にまで行政（システム運用者）が責任を負う必要はない」及び「野田市郷土博物館及び野田市市民会館の指定管理者である特定非営利活動法人野田文化広場では、問合せメールへの確認メールを返信する際に、投稿者が入力した意見の内容等を

掲載して返信しており、当該市民は、市の取扱いも特定非営利活動法人野田文化広場に合わせるべきである」との意見をいただいた（資料3③④）。

(5) 指定管理者の対応状況

市が指定する公の施設の指定管理者について、メールによる問合せへの対応状況を確認したところ、特定非営利活動法人野田文化広場、社会福祉法人野田みどり会及び日本保育サービス株式会社において、確認メールに投稿者が入力した意見の内容等を掲載して返信している（資料5）。

(6) 他団体の対応状況

市政メールにおける県内各市や近隣市の対応状況は、別紙（資料6）のとおりとなっている。

3 質問の趣旨

市としては、上記2(3)の懸念される点を踏まえ、仮に個人情報の流出の原因が投稿者によるメールアドレスの誤入力等であったとしても、個人情報の流出を未然に防ぐため、確認メールに意見の内容を掲載するべきではないと考える。今回の質問は、この考え方について、貴審査会の意見を求めるものである。

なお、指定管理者の行う指定管理に関する業務における確認メールについても、この考え方により統一し、指定管理者を指導してまいりたい。

■資料1 野田市電子メール取り扱い基準

この基準は、野田市が開設するホームページ（以下「ホームページ」という。）を利用する市民等から送信された、市政に関する意見等を記述した電子メール（以下「メール」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

1 利用方法

ホームページを閲覧する市民等が、メールを送信する場合、意見等を記述した者の氏名、住所、連絡先電話番号等を原則として明記するものとし、その旨をホームページに掲載するものとする。

2 メールの受信等

メールの受信は、企画財政部広報広聴課（以下「広報広聴課」という。）が行い、メールに関する事務を所管する部（以下「所管部」という。）に送付するものとする。

3 メールの取扱い

返信を要するメールについては、原則として個別に回答する。送付されたメールは所管部において処理する。ただし、当分の間、回答は所管部が作成し、広報広聴課に送付する。当該回答をもって、広報広聴課はメールを送信した市民等への返信を行うものとする。

4 メールの公開

メールは原則として非公開とする。ただし、市民の関心の高い重要な施策に関する意見等については、当該主旨をホームページにて公開することとし、その旨をホームページに掲載するものとする。

5 条例等の遵守

メールの取扱いにあたっては、野田市情報公開条例、野田市個人情報保護条例及び野田市文書管理規程を遵守するものとする。

6 協議

この基準の実施に関し、必要な事項は広報広聴課が総務部総務課及び総務部行政管理課と協議して定めるものとする。

附則

1. この基準は、平成13年5月1日から施行する。
2. この基準の施行の日から平成14年3月31日までの間に限り、この基準中「秘書広報課」とあるのは「企画調整課」と読み替えるものとする。

■資料2 市政メール送信時の画面と確認メール（見本）

① 市政メール 入力画面

【入力フォーム】

氏名 <small>必須</small>	例) 野田 太郎 [入力欄]
住所 <small>必須</small>	例) 千葉県野田市鶴塚7番地の1 [入力欄]
電話番号 <small>必須</small> <small>半角数字で入力してください。 市外局番、局番はハイフンで区切ってください。</small>	例) 04-7125-1111 [入力欄]
メールアドレス <small>必須</small> <small>半角英数字で入力してください。</small>	例) webmaster@city.noda.chiba.jp [入力欄]
確認用メールアドレス <small>必須</small> <small>入力ミスを防ぐため、再度メールアドレスを入力してください。</small>	例) webmaster@city.noda.chiba.jp [入力欄]
市からの回答 <small>必須</small>	市からの回答が必要か不要か、チェックしてください。 ○必要 ○不要 [入力欄]
内容 <small>必須</small> <small>2000文字以内</small>	[入力欄]

参考 野田市では市民の皆様から寄せられた電子メールをどのように扱うかという「野田市電子メール取扱い基準」を定めております。

② 入力内容確認画面

市政へのご意見（市政メール）へのお問合せ

確認画面

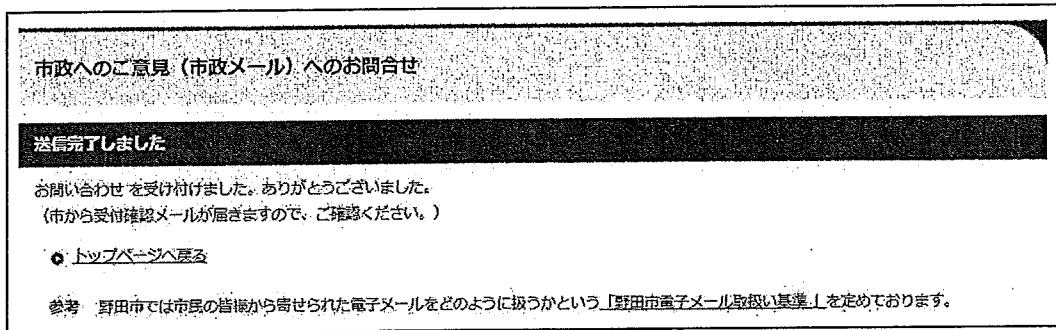
以下の内容をご確認いただき、よろしければ、画面下の送信するボタンをクリックして下さい。

氏名	野田 太郎
住所	野田市鶴塚7番地の1
電話	04-7125-1111
メールアドレス	[遮断]
市からの回答	不要
内容	送信テストです。

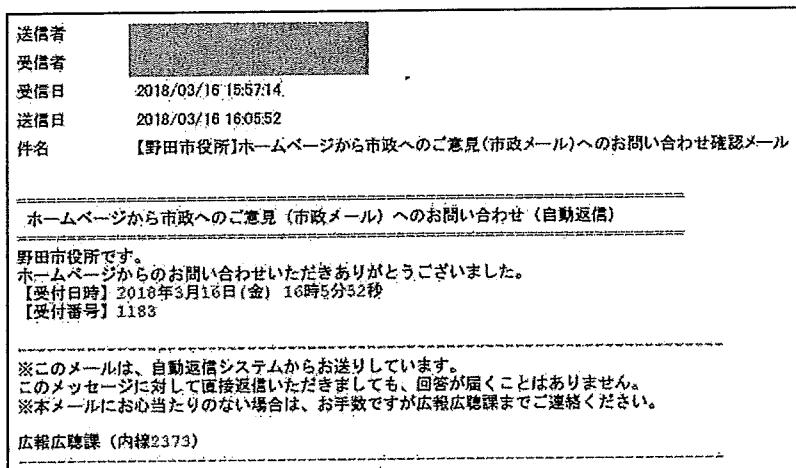
回答を希望されるかたは、名前、住所、電話番号、電子メールアドレスを必ず記入ください。
ご記入がない場合は回答いたしかねます。

参考 野田市では市民の皆様から寄せられた電子メールをどのように扱うかという「野田市電子メール取扱い基準」を定めております。

③ 送信後の画面



④ 確認メール（入力されたメールアドレスに届くメール内容）



※現在は、入力されたメールアドレス、受付日時、受付番号のみ掲載

■資料3 市民から寄せられたメールと回答（本文のみ掲載）

① 平成30年2月4日（日）受信

市政メールやパブリックコメントなど市政への参加が自宅から手軽にできる環境が整えられていることは非常にすばらしいことです。

度々使用する中で不便に感じていることがあり改善を提案します。

(1) 市政メールを送信した時に返信される確認メールには、市民が書いたメールの内容が表示されていません。巷にある同様のシステムでは多くが投稿内容が表示され、投稿者がその内容を控えとして保管しやすくなっています。

市政メールでも同様に確認メールに市民が書いたメールの内容を再表示して欲しい。

(2) パブリックコメントをフォームから投稿しても市政メールのような確認メールすらなく、確実にコメントが送信されたのか不安になります。

前記と同様にコメント内容を再掲した形での確認メールの返信とするように改善して欲しい。

② 平成30年3月1日（木）回答

市政メールを送信した時に返信される確認メールについてですが、市政メールや各課への問合せメールから送られる御意見や問合せには、個人的な内容が含まれていることが多いです。

万一、投稿者が自分自身のメールアドレスの入力を誤り、かつそのアドレスが実在した場合、メールの内容を含む確認メールが第三者に送られることとなり、個人情報を流出させる結果となってしまいます。

このようなことを未然に防ぐために、確認メールには投稿者の個人情報やメールの内容を表示せず、市が市政メールを受け付けたことを投稿者が確認するための最低限の情報に留めています。

なお、送信内容の控えが必要な場合は、お手数ですが、市政メール送信時に表示される投稿内容の確認画面を印刷する等により対応をしてくださいようお願いします。

次に、パブリック・コメント手続につきましては、市政メールと同様に確認メールを送信できるようシステムを改修しましたので、3月8日から意見の募集を開始する「野田市土砂等埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（案）」に対するパブリック・コメント手続より対応させていただきたいと考えております。また、御意見の内容を確認メールに表示することにつきましては、市政メールと同様に入力されたメールアドレスに誤りがあった場合に、誤送信による個人情報の流失の危険がありますので、送信内容の控えが必要な場合は、お手数ですが、表示される投稿内容の確認画面を印刷する等により対応をしてくださいようお願いします。

③ 平成 30 年 3 月 3 日（土）受信

「投稿者が自分自身のメールアドレスの入力を誤り、かつそのアドレスが実在した場合、メールの内容を含む確認メールが第三者に送られることとなり、個人情報を流出させる結果となってしまいます」との危惧から市政メール受信確認での投稿内容の再掲示をしていないとの説明であったので以下に再意見させて頂きます。

これは、「行政責任」と「個人責任」、「個人情報の保護」と「利便性」の 2 つの面で議論が必要でしょう。

「行政責任」と「個人責任」という面では、メールアドレス入力は市政メール投稿者が行うものであり、システム側（行政側）でも誤入力防止措置を取っていることから、誤入力とその結果による誤配信にまで行政（システム運用者）が責任を負う必要はない。

「個人情報の保護」と「利便性」という面になるが、このような過剰な配慮によって、利便性を犠牲にすることが合理的とは思えない。

さらにガードをかけるため、行政側で追加すべき対策を上げれば、現在のメールアドレスの確認入力はコピーペーストや自動入力が出来る設定になっているので、それが出来ないように設定すれば更に誤入力対策が強固になるので、是非行うべき。

その上で利便性の向上に重点を置き投稿内容の再掲示（確認メールへの）を再検討して欲しい。

2 月 27 日の情報公開個人情報保護審査会を以って、平成 27 年 3 月議会で表明された個人情報保護制度の抜本的改革作業が終了し、この議会で条例改正案も上程される。これまで議論してきたことを踏まえて、保護の観点と利便性の観点を合理的に考えてシステム構築して欲しい。

④ 平成 30 年 3 月 4 日（日）受信

「投稿者が自分自身のメールアドレスの入力を誤り、かつそのアドレスが実在した場合、メールの内容を含む確認メールが第三者に送られることとなり、個人情報を流出させる結果となってしまいます」との危惧から市政メール受信確認での投稿内容の再掲示をしていないということから追加で以下に問題提起させていただきます。

（1）異なる二つの形態の存在は責任の所在の観点から問題がある

市政メールやパブリックコメントの送信では、メールアドレスの二重入力で誤入力防止

の対策がされているが、確認メールでの送信内容の再掲示はされていない。

一方、野田市郷土博物館（指定管理者）のホームページからの問い合わせメール等では、メールアドレスの誤入力防止の対策はないが、確認メールで送信内容の再掲示が行われている。

指定管理者による運用であるとはいえ、同じ野田市の中で二つの形態が存在している。

指定管理業務について損害賠償責任が問われた場合、国家賠償法第1条に基づき野田市が損害賠償責任を負うことになることからすれば、同一のルールで運用されることが必要ではないか？

（2）改良したうえで野田市郷土博物館の形態に統一すべき

誤入力防止の対策が欠如している点は改善の必要があるが、野田市郷土博物館の形態の方がサービスレベルは高く、市政メールなどの見習うべきと考える。

そこで、誤入力防止の対策（メールアドレスの二重入力と確認入力欄へのコピーペースト不可設定）をしたうえで、確認メールで送信内容の再掲示を実施すべき。

（3）異なる情報システム間での共通仕様化の必要

2月27日の野田市情報公開・個人情報保護審査会において、事務委託の契約書に個人情報に関する特記事項及び情報セキュリティ特記事項を附して個人情報の保護を図るとされた。

前記（1）項で示した「同一ルール」については、これらの書面が適当なのかは分からぬが、何らかの書面化（仕様書化）が必要なのではないか？

本来、野田市の中で情報システムが一元化・統合化されていれば、そのシステムに関してのみ明確にすれば良いが、現在の野田市内では、直営事務と指定管理事務で情報システムが一元化・統合化はされていないから（寧ろ、指定管理事務は別システム化を推進？）、システム上の個人情報漏洩防止対策として共通ルール（仕様）の作成が必要なのではないか？これは本件に限らず各種システム設計上留意すべきことと考える（今回の個人情報保護制度の抜本的見直しで電子計算機結合を条例から削除したことより必要になる対策という面でも）。

■資料4（参考）ウェブ閲覧やファームウェア更新でのウイルス感染に注意 (独立行政法人 情報推進機構ホームページから)

IPA Better Life with IT 情報処理推進機構

HOME 情報セキュリティ 産業サイバーセキュリティセンター ソフトウェア高信頼化 実践セキュリティキャンプ IT人材の育成

情報処理扶助者登録 国際標準の推進

ウェブ閲覧やファームウェア更新でのウイルス感染に注意

最終更新日:2014年6月4日

～ウェブサイト改ざんによって仕掛けられたウイルス感染から身を守るには～

対象

インターネット利用者(パソコンでインターネットを閲覧する方、インターネットバンキング利用者は特に注意)

概要

ウェブサイトを改ざんされてウェブサイトにウイルスを仕掛けられていたと、2014年5月末から6月にかけて複数の企業(旅行代理店、パソコン周辺機器メーカー、ブログサービス、ゲーム関連など)から発表がありました。

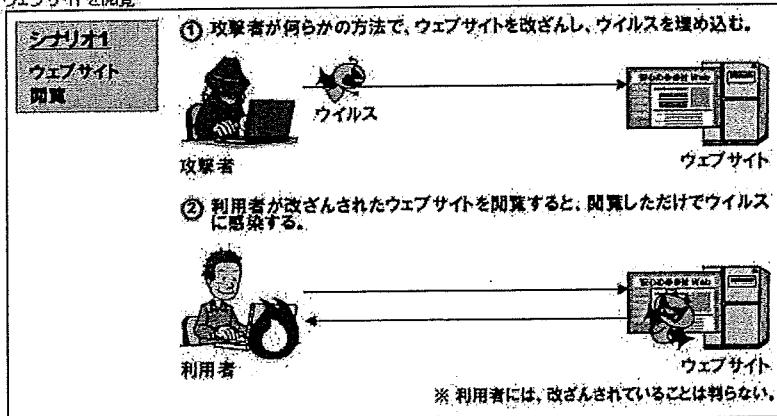
普段利用しているウェブサイトが改ざんされることで、ウェブの閲覧やダウンロードしたファイルの実行をきっかけにパソコンがウイルス感染する事例が発生しています。

パソコン周辺機器メーカーの発表によると、外部のホスティング業者が管理していたファイルが改ざなされたため、パソコン周辺機器(無線LAN製品やNAS製品など)のファームウェアを更新しようとした利用者が、改ざんに気づかずファイルをダウンロードして実行しウイルスに感染したことが明らかになっています。

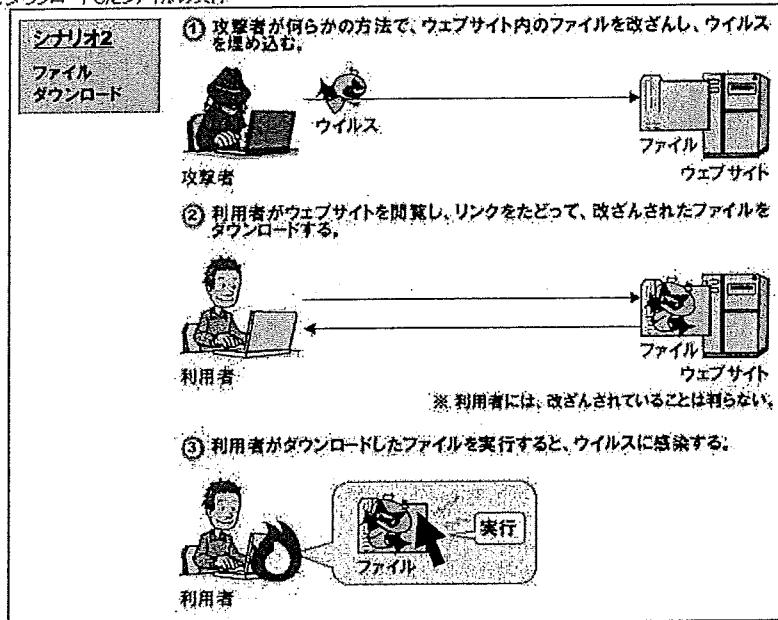
- ・パンフ「ローダウンロードサイトのウイルス混入によるお詫びとご報告」
<http://buffalo.jp/support/e/20140602.html>
- ・セキュリティ機器に関するお知らせ(シーティーネットワークス・ジャパン)
<http://www.odnworks.co.jp/prerelease/2207/>

これまでの各社の発表によると、以下の2つのシナリオでパソコンがウイルスに感染します。

1. ウェブサイトを開く



2. ダウンロードしたファイルの実行



ウイルスに感染した場合、パソコンが扱う情報が盗まれたり、攻撃者にパソコンを遠隔操作されたり、新たなウイルスがダウンロードされます。また、オンラインバンキングのログイン情報を盗むウイルスに感染するという情報もあります。

- 脆弱性を悪用しないマルウェア Bankeya が日本のユーザーを狙う! ジャンティック
<http://www.symantec.com/connect/blogs/baneyea/>

以下に示す対策を実施してください。今後発生する同様のウェブ改ざんによるウイルス感染の予防にも効果があります。

■ ウィルス感染しないための対策

■ 1. 脆弱性の解消 - 修正プログラムの適用

以下のソフトウェアを利用している場合、定期的に修正プログラムを適用する、または最新版をインストールして下さい。

- マイクロソフト製品
Windows Update (Microsoft Update) の機能を利用することによって、複数のセキュリティ修正プログラムを一括してインストールする。
<http://windowsupdate.microsoft.com/>
- Adobe Flash Player、Adobe Reader および Adobe Acrobat
次の URL にアクセスし、Flash Player の最新版をインストールする。
<http://get.adobe.com/jp/flashplayer/>
次の URL にアクセスし、Adobe Reader の最新版をインストールする。
<http://get.adobe.com/jp/reader/>
次の URL にアクセスし、Adobe Acrobat の最新版をインストールする。
<http://www.adobe.com/jp/downloads/update/>
- Oracle Java (JRE)
次の URL にアクセスし、Java の最新版をインストールする。
<http://java.com/ja/download/>

■ 2. セキュリティソフトの導入

セキュリティソフト(ウイルス対策ソフト)を導入し、ウイルス定義ファイルを最新に保った状態で、パソコンを使用してください。

既知のウイルスの発見と駆除には、セキュリティソフトが有効です。ウイルスの侵入阻止や侵入したウイルスを駆除するための重要な対策の一つです。

■資料5 指定管理者の対応状況

施設名	担当課	お問合せフォーム の有無	問合せ受付メール の送付の有無	受付メールに問合せ内 容 を記載しているのか
樂寿園	高齢者支援課	(みどり会HP) 有り	有り	問合せ内容も記載
岩木小ディサービスセンター				
斎場	市民課	無し	—	—
関宿斎場				
自転車等駐車場(4か所)	市民生活課	(サイカHP) 有り	無し	—
心身障がい者福祉作業所	障がい者支援課	(みどり会HP) 有り	有り	問合せ内容も記載
あおい空		(はーとふるHP) 無し	—	—
関宿心身障がい者福祉作業所				
こだま学園				
あさひ育成園				
あすなろ職業指導所				
南部、北部、木間ヶ瀬保育所(コビー)	保育課	(コビーHP) 有り	無し	—
尾崎、花輪保育所(日本保育)		(日本保育HP) 有り	有り	問合せ内容も記載
清水保育所(こどもの森)		無し	—	—
東部保育所(アート)		(アートHP) 有り	無し(すぐに電話している)	—
総合公園	社会体育課	無し	—	—
関宿総合公園及び少年野球場		有り	無し	—
春風館道場		無し	—	—
せきやど図書館及び関宿コミュ会館	興風図書館	(市が作成したHP) 無し	—	—
南北図書館及び南北コミュ会館				
郷土博物館及び市民会館	社会教育課	有り	有り	問合せ内容も記載
文化会館、野田公民館及び中央コミュ会館		無し	—	—
農産物直売所	農政課	有り	無し	—

■資料6 各市の市政メールの取り扱い状況

※千葉県内各市（37市）及び春日部市、越谷市、吉川市の計40市のうち、回答のあった32市について集計

【自動返信している団体 14市】

※野田市、市川市、船橋市、茂原市、成田市、旭市、柏市、流山市、我孫子市、浦安市、白井市、匝瑳市、山武市、春日部市

1 確認用にメールアドレスを2回入力させているか

入力させている 9市

※野田市、市川市、船橋市、茂原市、柏市、流山市、浦安市、白井市、山武市

入力させていない 5市

※成田市、旭市、我孫子市、匝瑳市、春日部市

2 2回目の入力時にコピー&ペーストは可能か

可能 8市

※野田市、市川市、船橋市、茂原市、柏市、流山市、浦安市、白井市

不可 1市

※山武市

3 自動返信の主な内容

受付番号（5市）、受付日時（5市）、意見件名（5市）、意見本文（7市）、住所（5市）、氏名（7市）、電話番号（4市）、メールアドレス（5市）、年齢（3市）、性別（2市）、その他（2市）

4 意見本文の表示の有無についての理由等

表示しない 7市（野田市、市川市、船橋市、流山市、浦安市、白井市、春日部市）

・投稿者がメールアドレスの入力を誤り、かつそのメールアドレスが実在した場合、メールの内容を含む受信確認メールが第三者に送られ、個人情報を流出させてしまうこととなり、これを防ぐため表示していない。【野田市】

・野田市と同様の理由です。【市川市】

・問合せ内容から個人が特定できてしまう可能性があるため、表示していない。【船橋市】

・システム仕様のため特に理由はありません。なお、問い合わせ入力画面において、メールアドレスを誤ると回答できかねる旨、また入力した内容の控えをとることを促す旨のメッセージを表示して注意喚起しています。【流山市】

・野田市と同意見です。【浦安市】

・野田市と同意見です。【白井市】

・自動送信メールについては、受信した旨を伝えるのみでよいと考えているため、受信日時のみを表示しています。なお、自動送信メールの他に、「市長への提言」

については、提言を受信した旨と、文書にて回答することなどを説明するため、職員が手動でメールを送信しています。【春日部市】

表示する 7市（柏市、茂原市、成田市、旭市、我孫子市、匝瑳市、山武市）

- ・投稿者自身が投稿内容の確認を容易にするため。懸念事項（個人情報の他人への送信）への対応として、投稿フォームの注意事項の中で、問い合わせ内容を記載して返信するため、個人情報を入力しないよう表記し、投稿者に注意を促している。メールアドレス誤りにより個人情報が流出したとしても自己責任。【柏市】
- ・個人情報流出の恐れがあるため、表示しないことが望ましい。今後検討予定。（回答が必要な場合は、住所・氏名・意見件名・意見本文が入力必須）【茂原市】
- ・投稿者が入力したメールアドレスに受信確認メールを送っているため、意見本文を表示している。メールアドレス誤りにより個人情報が流出したとしても自己責任。【成田市】
- ・入力後に確認画面を設けており、そこで間違いが無いか本人の確認の上で確定するため、第三者へ通知が行くことの可能性は低いと考えております。また、意見本文の記載があれば内容の食い違いが無くなるため記載しております。【旭市】
- ・本人が入力したメールアドレスに送信しているため、入力誤りにより第三者に送信されたとしても自己責任である。【我孫子市】
- ・メールアドレスの入力誤りによるメール誤送信について、制度導入時には考慮されなかったようで、そのまま現在に至っている状況です。今後は検討が必要かと考えている。【匝瑳市】
- ・経緯は不明です。今後当市においても検討が必要と考えます。【山武市】

【自動返信していない団体 18市】

※銚子市、館山市、佐倉市、東金市、習志野市、市原市、八千代市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、八街市（※）、富里市、南房総市、いすみ市、大網白里市、越谷市、吉川市

※八街市のホームページには送信フォームはなく、各課のメールアドレスが表示されている。

1 確認用にメールアドレスを2回入力させているか

入力させている 6市

※東金市、鴨川市、君津市、富里市、大網白里市、吉川市

入力させていない 11市

※銚子市、館山市、佐倉市、習志野市、市原市、八千代市、鎌ヶ谷市、富津市、南房総市、いすみ市、越谷市

2 2回目の入力時にコピー＆ペーストか可能か

可能 6市

※東金市、鴨川市、君津市、富里市、大網白里市、吉川市

不可 なし



平成29年度答申第11号

平成30年3月27日

野田市長 鈴木 有 様

野田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 須賀 昭 徳



市政メール及びパブリック・コメント手続における確認メールの掲載内容
について（答申）

平成30年3月22日付け野企広第86号による市政メール及びパブリック・コメ
ント手続における確認メールの掲載内容についての諮問について、次のとおり答申し
ます。

意見を提出する者は、その意見の内容を自ら控えることができるものであり、悪意
を持った者の利用により市の管理責任を問われこととなる危険性を考慮すると、市
からの確認メールに、提出された意見の内容を掲載しないことは、妥当である。

また、指定管理者の行う指定管理に関する業務における確認メールについては、市
と同様の仕様とすべきである。

付 言

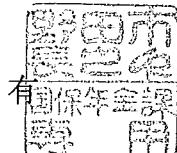
回答文書には、投稿者がどの投稿に対する回答であるかをより確認しやすくするた
めに、「確認メール」に掲載される受付番号を付すべきである。

個人情報保護審議依頼書

野市国第1119号
平成30年3月22日

野田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 須賀昭徳様

野田市長 鈴木



野田市個人情報保護条例第13条第2項の規定により、あらかじめ、審査会の意見を聴きたく、審議を依頼します。

事務の名称	国民健康保険料賦課及び収納管理事務
担当課等の名称	市民生活部 国保年金課、企画財政部 収税課
開始・変更年月日	平成30年4月1日
審議依頼事項	<p>条例第13条第2項関係</p> <p>公益上特に必要があると認め、電子計算機処理を実施機関以外のものに委託すること。</p> <p>概要及び個人情報保護に関する状況は、別紙のとおりです。</p>
備考	

平成29年度第4号

別記第1号様式（第3条第3項）

個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成30年3月22日

(届出先)

野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	国民健康保険料賦課及び収納管理事務						
届出担当課等の名称	市民生活部 国保年金課、企画財政部 収税課						
事務の目的	国民健康保険料の賦課及び収納（滞納処分を含む。）をするため。						
対象者の範囲	野田市国民健康保険の被保険者、被保険者の属する世帯の世帯主						
個人情報の記録項目	①基本的事項	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他					
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 居住状況 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他					
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他					
		思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由（第7条第3項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input type="checkbox"/> その他					
個人情報の記録項目	④心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他					
	⑤社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他					
	⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 納税状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> その他（所得状況）					
	⑦その他	振込先口座、健康状態・職業・財産その他の滞納処分に必要な情報					
事務開始年月日	平成30年4月1日						
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外（ <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他） 本人以外から収集している理由（第7条第2項） <input checked="" type="checkbox"/> 1号（根拠法令 国税徴収法、国民健康保険法、番号法） <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他						
個人情報の目的外利用・提供先	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有（ <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他） 目的外利用・提供をしている理由（第9条第1項） <input checked="" type="checkbox"/> 1号（根拠法令 生活保護法） <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他						
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	外部委託の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
備考	個人情報の保存期間 1・3・5・10年 永年・常用 の情報にあっては滞納処分が終了してから10年、その他は5年） その他（滞納処分に係る事務						

国民健康保険料賦課及び収納管理事務の内容

- 1 他の健康保険を離脱した者、他の国民健康保険の保険者の区域から野田市に転入した者は、市にその旨の届出を行い、市は別の事務「国民健康保険に係る被保険者資格の管理及び保険の給付に関する事務」により被保険者台帳に記載する。
- 2 市は、被保険者台帳に記録された被保険者の所得状況を別の事務「市県民税賦課徴収事務」又は被保険者の転入前の市町村長等から収集し、当該所得状況を元に国民健康保険料を計算し、被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）に対して賦課し、通知する。
- 3 世帯主は、保険料を支払う。
- 4 市は、世帯主が支払った保険料を収納する。
- 5 市は、世帯主が保険料を納期限までに支払わないときは、督促をする。
- 6 市と世帯主は、指定した納期限までに納付できない場合、納付に関する相談をし、世帯主による自主納付の見込みが立たない場合等は、地方税の滞納処分の例により処分する。

電子計算機処理を実施機関以外のものに委託することについて
公益上特に必要があると認める理由

市では、住民基本台帳などのシステムにクラウドコンピューティング方式を導入している。このため、住民基本台帳と連携する本事務にも必然的にクラウドコンピューティングシステムを導入する。

クラウドコンピューティングシステムは、次のとおり電子計算機処理のシステムの効率的な整備・運用や市民サービスの向上等を図ることができるものであり、セキュリティの対策を行っていることから、当該システムのメンテナンス等に係る実施機関以外の事業者に委託についても公益上特に必要があると認める。

1 クラウドコンピューティング方式による効果

クラウドコンピューティング方式の導入は、電子計算機処理のシステムの効率的な整備・運用や市民サービスの向上等を図ることを目的としています。

サーバ機器等を市役所内に個別に設置するのではなく、情報セキュリティ対策を行ったデータセンター内に設置されたサーバ機器等を利用して業務を行うため、高機能の電子計算機処理を低コストで利用が可能となります。

また、災害等で庁舎において業務が継続できない事態になったとしても、仮庁舎とデータセンターを結ぶことで、早期の行政機能回復が図れること等の効果があります。

2 情報セキュリティ対策

① アクセス管理

利用者の情報（ユーザーID、ユーザー権限など）の設定を継続的に管理し、厳格な管理により不正利用の防止を行います。

② データセキュリティ

データが通信途中で第三者に盗み見られたり改ざんされたりされないよう、決まった規則に従ってデータの暗号化処理を行います。また、データの保管は、野田市専用領域として環境構築を行います。

③ ネットワークセキュリティとサービス継続

不正アクセスの心配がなくネットワーク監視環境下にある専用回線サービスの利用と、正・副の2系統を使い冗長化して一部の設備が故

障してもサービスを継続して提供できる環境構築を行います。さらに、同時に2系統の設備が故障した場合には、庁舎5階の電算機室に設置する副サーバで業務を行うなど業務継続ができる環境構築を行います。

④ 監視（ログの取得と保護）

システムへのアクセスログなどの運用情報を集約して管理を行います。

⑤ データセンター及びバッチ処理センターの運用

データセンターとバッチ処理センターでは、ISMS認証(JISQ27001(ISO/IEC27001))を取得しており、個人情報、行政情報の管理・保管において徹底したセキュリティ対策を確立しており、設備だけでなく、組織や社員も含めた安全管理を通じて、業務運用の体制や情報セキュリティに対する責任体制を徹底して行っています。

消防本部警防課から市民生活部国保年金課に対する救急搬送に関する情報の提供について

前回の審査会において報告いたしました消防本部警防課から市民生活部国保年金課に対する救急搬送に関する情報の提供について、一部不適切な内容がありましたので、次のとおり変更いたします。

救急業務記録簿の職業の情報につきましては、「会社員」との記載があれば、国民健康保険の被保険者である可能性が低くなるため、レセプトの確認や電話等による質問等は行わなくても良いと判断でき、一方、「自営業」との記載があれば、国民健康保険の被保険者である可能性があるため、レセプトの確認や電話等による質問を行う対象者とするために収集しようとしていました。

さらには、「会社員」との記載の場合には、社会保険の加入者であると考えられますが、それが国民健康保険の被保険者であった場合には、二重加入の可能性もあるため、職業の情報の提供を受け、社会保険と国民健康保険のどちらが適正なのかの確認をしたいと考えておりました。

しかし、「職業」の情報を第三者求償の事務の目的を越えて利用することは、不適切な取扱いであることと、第三者求償の事務における被保険者台帳との照合作業には、「職業」の情報は必要でなく、氏名及び住所のほか、「生年月日」があれば充分であることから、提供を受ける情報のうち「職業」を削り、「生年月日」を加えるものです。

○ 提供を受ける情報の変更

変更後	前回報告時
<u>救急搬送記録</u> のうち次の情報 氏名、住所、搬送の要因の種別、搬送の年月日、搬送先医療機関名、傷病名、 <u>生年月日</u>	<u>救急搬送記録簿</u> のうち次の情報 氏名、住所、搬送の要因の種別、搬送の年月日、搬送先医療機関名、傷病名、 <u>年齢</u> 、 <u>職業</u>

第2号様式（第3条第4項）

個人情報を取り扱う事務 変更・廃止 届出書

平成30年2月20日

(届出先)

野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	国民健康保険に係る被保険者資格の管理及び保険給付に関する事務
届出担当課等の名称	市民生活部 国保年金課
変更・廃止年月日	平成30年3月27日
変更・廃止の理由	消防長が「救急報告書事務」により収集・記録している <u>救急搬送</u> に関する情報のうち氏名、住所、搬送の要因の種別、搬送の年月日、搬送先医療機関名、傷病名、生年月日を他の実施機関である消防長から収集するため。
変更内容	●個人情報の収集先に「他の実施機関」を加え、本人以外から収集している理由に「第7号」を加える。
備 考	

救急搬送に関する情報の本人以外からの収集について

1 個人情報の収集の目的

国民健康保険法第64条の規定により、保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

また、国民健康保険法施行規則第32条の6の規定により、給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは、世帯主は、第三者行為による被害の状況等を保険者へ届け出なければならないとされている。

市民生活部国保年金課は、主としてこの世帯主からの届出を受けることにより第三者行為による給付を把握し、第三者に対して求償している。

また、市のホームページや市報などの広報手段を用いて、この届出制度の周知に努めるほか、診療報酬明細書（レセプト）の点検の際に、複数の打撲など交通事故の可能性のあるレセプトを抽出し、随時世帯主等への負傷原因の質問を実施するなど、第三者行為による給付を防ぐ努力をしているが、依然として第三者行為による給付の事実を把握しきれていないのが現状である。

こうした状況は全国的にも同様であるため、国は、保険者の財政基盤立直しに対する努力に対して支援金を給付する「保険者努力支援制度」において、今年度中に第三者行為による傷病発見の手がかりとなる救急搬送記録等の提供を受ける体制を構築した保険者により高い評価を与えることとした。

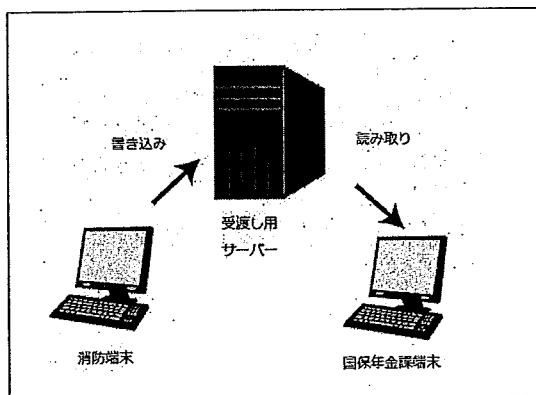
野田市においても、保険者努力支援制度を十分に活用し、第三者に対する求償事務を活性化させ、もって保険財政の基盤を強化するため、消防長が収集・記録している救急搬送記録のうち「氏名」「生年月日」「住所」「搬送の要因の種別」「搬送の年月日」「搬送先医療機関名」「傷病名」「傷病の程度」を収集しようとするもの。

2 消防長による他の実施機関への目的外提供について公益上特に必要があると 考える理由

第三者行為による給付を第三者に求償することなく放置すると、本来第三者が負担すべき医療費等を被保険者の保険税により負担することとなり、適切な国民健康保険の運営に支障を及ぼすため。

3 方法

消防本部警防課から市民生活部国保年金課に対して、月に1度「氏名」「生年月日」「住所」「搬送の要因の種別」「搬送の年月日」「搬送先医療機関名」「傷病名」「傷病の程度」を提供する。提供の方法については、警防課からは書き込み専用、国保年金課からは読み取り専用の領域にデータを置き、受け渡しすることにより安全に行う。



4 利用の方法

国保年金課において、提供を受けた情報を氏名等により被保険者台帳と突合し、被保険者である者の情報を抽出し、医療機関や被保険者に対する質問及び届出の案内の実施に利用する。被保険者でない者の情報については、一切利用せず、抽出後すぐに廃棄する。

5 収集について本人の同意を得ない理由

第三者行為による給付を受けた被保険者本人には、上記1のとおり届出義務があることについて周知しているため。

また、上記1のとおり届出義務があるものであり、本人の同意の有無とは関係なく、個人情報を利用することが公益上特に必要であると認めるため。

個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成24年10月2日

(届出先)

野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	国民健康保険に係る被保険者資格の管理及び保険の給付に関する事務							
届出担当課等の名称	市民生活部国保年金課							
事務の目的	上記に関する事務について、別紙に掲げる業務を行う。							
対象者の範囲	野田市国民健康保険に係る世帯主及び被保険者							
個人情報の記録項目	①基本的事項	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他						
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 居住状況 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他						
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他						
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由（第7条第3項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input type="checkbox"/> その他							
	④心身の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input checked="" type="checkbox"/> その他（治療内容・出産状態・入院期間）						
	⑤社会生活	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他						
	⑥経済状況	<input checked="" type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 納税状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> その他（課税状況）						
⑦その他	医療費・医療機関名・預貯金口座・相談内容・他保険履歴							
事務開始年月日	昭和36年 4月 1日							
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外（ <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部 <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他） 本人以外から収集している理由（第7条第2項） <input checked="" type="checkbox"/> 1号（根拠法令 国民健康保険法第45条） <input checked="" type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input checked="" type="checkbox"/> 7号 <input checked="" type="checkbox"/> その他							
個人情報の目的外利用・提供先	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有（ <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁 <input checked="" type="checkbox"/> その他） 目的外利用・提供をしている理由（第9条第1項） <input checked="" type="checkbox"/> 1号（根拠法令 刑事訴訟法・会計検査院法等） <input checked="" type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input checked="" type="checkbox"/> その他							
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	外部委託の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
備考	個人情報の保存期間 1・3・5・10年 永年・常用 その他（ ）							

国民健康保険に係る被保険者資格の管理及び保険の給付に関する事務の概要

1 住民基本台帳の異動及び他被保険者の取得喪失に伴う被保険者の資格の異動に関すること。

(関連する事務)

国民健康保険被保険者台帳の変更、国民健康保険資格取得届・喪失届の受理、国民健康保険退職被保険者該当・非該当届の受理、学生用被保険者証交付届出受理、住所地特例被保険者証の交付申請の受理

2 被保険者証、資格証明書、限度額適用認定証、特定疾病療養受領証等の発行に関するこ

(関連する事務)

国民健康保険被保険者台帳の変更

3 診療報酬明細書（レセプト）の收受・点検（医療給付突合リストによる点検を含む。）・支払・過誤調整に関するこ

(関連する事務)

資格取得・喪失確認、不当利得の確認並びに第三者の行為による傷病届の受理及び求償業務

4 被保険者資格に基づく保険給付（療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費（海外療養費含む）、訪問看護療養費、特別療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、出産一時金、葬祭費）に関するこ

5 保健事業に関するこ

6 千葉県国民健康保険団体連合会に対する委託業務に関するこ

第2号様式（第3条第4項）

個人情報を取り扱う事務 変更・廃止 届出書

平成30年2月20日

(届出先)

野田市長

届出者 野田市消防長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	救急報告書
届出担当課等の名称	消防本部 警防課
変更・廃止年月日	平成30年3月27日
変更・廃止の理由	救急業務により収集した情報のうち、第三者行為による救急搬送に関する情報を市民生活部国保年金課に提供し、「国民健康保険に係る被保険者資格の管理及び保険給付に関する事務」において利用させるため。
変更内容	●個人情報の目的外利用・提供先に「他の実施機関」を加え、目的外利用・提供をしている理由に「その他」を加える。
備考	目的外提供の目的等については、別紙個人情報目的外提供報告書のとおりです。

救急搬送に関する情報の他の実施機関に対する目的外提供について

1 個人情報の目的外提供の目的

国民健康保険法第64条の規定により、保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

また、国民健康保険法施行規則第32条の6の規定により、給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは、世帯主は、第三者行為による被害の状況等を保険者へ届け出なければならないとされている。

市民生活部国保年金課は、主としてこの世帯主からの届出を受けることにより第三者行為による給付を把握し、第三者に対して求償している。

また、市のホームページや市報などの広報手段を用いて、この届出制度の周知に努めるほか、診療報酬明細書（レセプト）の点検の際に、複数の打撲など交通事故の可能性のあるレセプトを抽出し、随時世帯主等への負傷原因の質問を実施するなど、第三者行為による給付を防ぐ努力をしているが、依然として第三者行為による給付の事実を把握しきれていないのが現状である。

こうした状況は全国的にも同様であるため、国は、保険者の財政基盤立直しに対する努力に対して支援金を給付する「保険者努力支援制度」において、今年度中に第三者行為による傷病発見の手がかりとなる救急搬送記録等の提供を受ける体制を構築した保険者により高い評価を与えることとした。

野田市においても、保険者努力支援制度を十分に活用し、第三者に対する求償事務を活発化させ、もって保険財政の基盤を強化するため、救急業務により収集・記録している救急搬送記録のうち「氏名」「生年月日」「住所」「搬送の要因の種別」「搬送の年月日」「搬送先医療機関名」「傷病名」「傷病の程度」を他の実施機関である市民生活部国保年金課に提供しようとするもの。

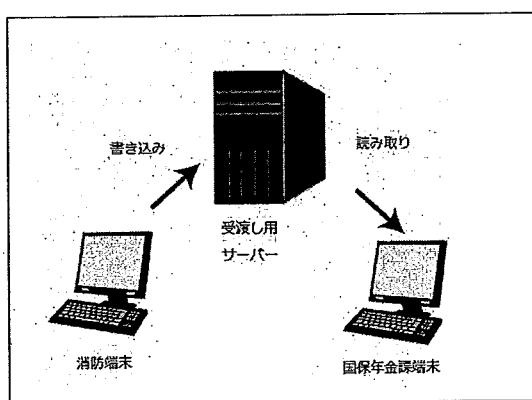
2 目的外提供について公益上特に必要があると認める理由

第三者行為による給付を第三者に求償することなく放置すると、本来第三者が

負担すべき医療費等を被保険者の保険税により負担することとなり、適切な国民健康保険の運営に支障を及ぼすため。

3 提供の方法

消防本部警防課から市民生活部国保年金課に対して、月に1度、「氏名」「生年月日」「住所」「搬送の要因の種別」「搬送の年月日」「搬送先医療機関名」「傷病名」「傷病の程度」を提供する。提供の方法については、警防課からは書き込み専用、国保年金課からは読み取り専用の領域にデータを置き、受け渡しすることにより安全に行う。



4 利用の方法

国保年金課において、提供を受けた情報を氏名等により被保険者台帳と突合し、被保険者である者の情報のみを抽出し、医療機関や被保険者に対する質問及び届出の案内の実施に利用する。被保険者でない者の情報については、一切利用せず、抽出後すぐに廃棄する。

5 目的外提供について本人の同意を得ない理由

第三者行為による給付を受けた被保険者本人には、上記1のとおり届出義務があることについて周知しているため。

また、上記1のとおり届出義務があるものであり、本人の同意の有無とは関係なく、個人情報を利用することが公益上特に必要であると認めるため。

個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成13年3月27日

(届出先)

野田市長

届出者 野田市消防長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	救急報告書						
届出担当課等の名称	消防本部警防課						
事務の目的	救急業務実施状況調						
対象者の範囲	救急事故該当傷病者						
個人情報の記録項目	①基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他					
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他					
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他					
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由（第7条第3項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input type="checkbox"/> その他						
	④心身の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他					
	⑤社会生活	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他					
	⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他（課税状況）					
⑦その他							
事務開始年月日	平成7年 1月 10日						
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外（ <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他） 本人以外から収集している理由（第7条第2項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input checked="" type="checkbox"/> 4号 <input checked="" type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他						
個人情報の目的外利用・提供先	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他） 目的外利用・提供をしている理由（第9条第1項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
備考	個人情報の保存期間 1・[3]・5・10年 永年・常用 その他（）						

救急報告書事務の内容

- 1 傷病者の搬送その他の救急業務を行う。
- 2 救急業務の実施状況を救急業務記録簿に記録するとともに、救急報告書を作成する。
- 3 消防組織法に基づく消防庁からの照会（救急業務実施状況調）に回答する。

個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成30年 3月16日

(届出先)

野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	野田市トライアル雇用終了後若年者常用雇用奨励金支給事務							
届出担当課等の名称	自然経済推進部 商工観光課							
事務の目的	国のトライアル雇用（試行雇用3か月）終了後に引き続き5か月間、若年者を雇用した事業主に対し奨励金を支給するため。							
対象者の範囲	奨励金の申請者に雇用された者							
個人情報の記録項目	①基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他						
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 縁柄 <input type="checkbox"/> その他						
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想	<input type="checkbox"/> 信条	<input type="checkbox"/> 宗教	<input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他			
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由（第7条第3項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input type="checkbox"/> その他							
	④心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態	<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 障がい	<input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力	<input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他		
	⑤社会生活	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴	<input type="checkbox"/> 学業・学歴	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/> 趣味・し好	<input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴
	⑥経済状況	<input checked="" type="checkbox"/> 財産・収入・支出	<input type="checkbox"/> 納税状況	<input type="checkbox"/> 公的扶助	<input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> その他		
⑦その他	勤務内容（勤務日、勤務時間）							
事務開始年月日	平成30年 4月 1日							
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外（ <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他） 本人以外から収集している理由（第7条第2項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input checked="" type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他							
個人情報の目的外利用・提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他） 目的外利用・提供をしている理由（第9条第1項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他							
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有	
備 考	個人情報の保存期間 1・[3]・5・10年 永年・常用 その他（ ）							

別紙

野田市トライアル雇用終了後若年者常用雇用奨励金支給事務の内容

- 1 申請者から奨励金支給申請書の提出を受ける。
- 2 申請の内容を審査し、支給の可否を決定し、通知する。
- 3 支給決定を受けた申請者から請求書の提出を受け、支払う。

個人情報目的外利用・~~提供~~報告書

野保障第793号
平成30年3月8日

野田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 須賀昭徳様

野田市長 鈴木



野田市個人情報保護条例第9条第4項の規定により、次のとおり報告します。

事務の名称	第3次障がい者基本計画を策定するためのアンケート調査
担当課等の名称	障がい者支援課
目的外利用・提供年月日	平成30年 3月 2日
報告事項	条例第9条第4項関係 実施機関が公益上特に必要があると認め、個人情報を目的外に利用したこと 概要及び個人情報保護に関する状況は、別紙のとおりです。
備考	第3次障がい者基本計画を策定するためのアンケート調査の実施に当たり、障がい者手帳の所持情報を利用したもの



第3次障がい者基本計画を策定するためのアンケート調査について

1 アンケート調査の概要

第3次障がい者基本計画の策定に当たり、計画の基礎資料とするため、障がい者等の生活の状況や意見、考えを調査するもの。

2 目的外利用をした個人情報

「身体障害者手帳交付事務」、「知的障害者療育手帳交付事務」及び「精神障害者保健福祉手帳交付事務」において収集・記録している障がい者等の住所及び氏名

・利用件数 2,000 件

(内訳) 身体障害者手帳 1,386 件

療育手帳 301 件

精神障害者保健福祉手帳 313 件

3 目的外利用の内容

3つの事務の情報からそれぞれ必要数を無作為に抽出し、抽出した住所及び氏名宛てにアンケート調査票を送付した。

4 目的外利用をすることについて公益上特に必要があると認める理由

障がい者等の生活の状況や意見、考えを調査し、これを踏まえた障がい者基本計画を策定することにより、障がい者福祉施策の充実を図ることができるため。

5 個人情報に係る本人及び第三者の権利利益を不当に侵害しないための対策

調査票の回答は無記名にして、回収の段階で回答者の特定ができないようにした。

第2号様式（第3条第4項）

個人情報を取り扱う事務 変更・廃止 届出書

平成30年3月9日

(届出先)

野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	家具転倒防止器具取付事業に関する事務
届出担当課等の名称	保健福祉部 高齢者支援課
変更・廃止年月日	平成30年 4月 1日
変更・廃止の理由	事業の対象者を市町村民税非課税世帯から市税の滞納がない世帯と改めるため。
変更内容	・個人情報の記録項目⑥経済状況 「その他（市町村民税の課税状況）」を「その他（市税の滞納の有無）」に変更する。
備 考	

個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成29年 3月24日

(届出先)

野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	家具転倒防止器具取付事業に関する事務						
届出担当課等の名称	保健福祉部 高齢者支援課、保健福祉部 障がい者支援課						
事務の目的	高齢者及び障がい者が居住する住宅内の家具に、家具転倒防止器具を取り付けることにより、高齢者等の生命及び財産を地震災害から守り、高齢者等の福祉の増進を図る。						
対象者の範囲	申請者、世帯員、家屋の所有者、賃貸人及び賃借人						
個人情報の記録項目	①基本的事項	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 日本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他					
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 住居状況 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input checked="" type="checkbox"/> その他（家具の配置及び壁等の状況）					
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報（障がい）					
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由（第7条第3項） <input checked="" type="checkbox"/> 1号（根拠法令 野田市家具転倒防止器具取付事業実施要綱 第2条） <input type="checkbox"/> その他						
	④心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他					
	⑤社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他					
	⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> その他（市税の滞納の有無）					
⑦その他							
事務開始年月日	平成29年 4月1日						
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外（ <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他） 本人以外から収集している理由（第7条第2項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input checked="" type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他						
個人情報の目的外利用・提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他） 目的外利用・提供をしている理由（第9条第1項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他						
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	外部委託の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考	個人情報の保存期間 1・3・(5) 10年 永年・常用 その他（）						

家具転倒防止器具取付事業に関する事務の内容

1 事業の対象世帯

- ・本市に居住し、住民基本台帳に記録されている者で構成される世帯であること
- ・自分で器具を取り付けられず、他の者から取付の協力を得られない世帯であること
- ・高齢者（65歳以上）で構成される世帯又は障がい者の属する世帯で、いずれも市税に滞納がないこと

※障がい者の属する世帯

- ・身体障害者手帳1～3級所持者
- ・児童福祉法に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所において障がいの程度が最重度、重度又は中度と判定された者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級又は2級所持者

2 器具の取付

- ・取り付ける金具は、市が用意したL字金具又は平型金具2個までを1組として、1世帯につき5組まで無料で取り付ける。市が用意した器具以外の家具転倒防止器具を取り付ける場合は、事業利用者の負担とする。
 - ・^{まん}桿が入っていない場合、市が用意した添え木を壁等に取り付けた上で、家具を金具で固定する。
 - ・取付作業は、委託業者が行う。
- 3 事業を利用しようとする者から家具転倒防止器具取付事業利用申請書の提出を各担当課窓口及び支所、出張所で受け付ける。持ち家でない場合は、器具の取付けに際し、壁、柱等の一部に穴あけ等の加工をすることについて、家屋の所有者又は賃貸人から承諾書を取ってもらい、市へ提出する。
 - 4 申請書により住民記録台帳の確認をする。また、同意書に基づき、世帯全員の市税の滞納状況を確認する。
 - 5 担当課職員が申請者宅を訪問し、器具と取付について注意事項を説明し、取付けを希望する家具の配置場所及び取り付ける壁の状況、同居の家族、取付作業希望の曜日等の確認を行う。
 - 6 事業利用の可否を決定し、申請者宛てに家具転倒防止器具取付事業利用許可（不許可）通知書を郵送する。

- 7 事業利用者について、委託業者へ連絡票（事業利用者の住所、氏名、連絡先、器具を取り付けたい家具、事業利用者の在宅予定又は取付作業を希望する曜日等を記載したもの）を送付し、作業の依頼をする。委託業者は、事業利用者と作業の日程を調整する。
- 8 委託業者は、使用する金具等を示しながら、取付方法を事業利用者へ説明し、家具に器具の取付を行う。
- 9 事業利用者は、作業終了の確認のため、家具転倒防止器具取付実績報告書へ署名及び押印する。
- 10 委託業者は、月ごとに実績報告書を取りまとめ、7で送付を受けた連絡票及び請求書を市の担当課へ提出する。
- 11 担当課で書類の審査を行い、支払の手続を行う。

別記第1号様式（第3条第3項）

個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成30年3月19日

(届出先)

野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	野田市骨髓移植ドナー支援事業に関する事務						
届出担当課等の名称	保健福祉部 保健センター						
事務の目的	骨髓・末梢血幹細胞移植の推進とドナー登録の増加を図るため、骨髓・末梢血幹細胞のドナーとなった者及びその者に対し特別休暇を与えた事業所に対し、助成を行う。						
対象者の範囲	助成金を申請するドナー、助成金を申請する事業所が特別休暇を与えたドナー						
個人情報の記録項目	①基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他					
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 住居状況 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他					
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他					
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由（第7条第3項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input type="checkbox"/> その他						
	④心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他					
	⑤社会生活	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他					
	⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他					
⑦その他	特別休暇（ドナー休暇）の取得の状況、振込先口座						
事務開始年月日	平成30年4月1日						
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外（ <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他） 本人以外から収集している理由（第7条第2項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input checked="" type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他						
個人情報の目的外利用・提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他） 目的外利用・提供をしている理由（第9条第1項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他						
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
備考	個人情報の保存期間 1・3・5・10年 永年・常用 その他（）						

別紙

野田市骨髓移植ドナー支援事業に関する事務の内容

- 1 申請者から助成金の申請を受け、受理する。
- 2 申請内容を審査し、助成の可否を決定し、通知する。
- 3 助成決定を受けた者から助成金の請求を受け、助成金を支払う。

個人情報を取り扱う事務 変更・廃止 届出書

平成30年3月19日

(届出先)
野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	各種健診事業
届出担当課等の名称	保健福祉部 保健センター、健康増進係
変更・廃止年月日	平成30年 4月 1日
変更・廃止の理由	19歳以上の野田市国民健康保険被保険者を対象とした健康診査事業を開始するため。
変更内容	<p>1 事務の目的中「別紙に掲げる業務」に「若者健康診査」を加えるよう、別紙を変更する。</p> <p>2 対象者の範囲を次のように変更する。</p> <p>変更前：「市内に居住し、原則として健診年度内に20歳以上（子宮がん検診）の女性及び40歳以上の者」</p> <p>変更後：「健康診査及び検診の対象者」</p> <p>3 個人情報の記録項目</p> <p>③ 思想・信条・宗教等に「その他（健康診査及び検診の結果並びに保健指導の内容）」を加え、思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由に「1号（根拠法令 高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法）」を加える。</p> <p>④ 心身の状況に「その他（健康診査及び検診の結果並びに保健指導の内容）」を加える。</p> <p>⑤ 社会生活から「評価・判定」を除く。</p>
備 考	⑤社会生活「評価・判定」は、健康診査及び検診の結果を示すものであったが、④心身の状況に係る「評価・判定」に当たる情報であることから変更するもの。

^別記第1号様式（第3条第3項）

個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成25年3月28日

(届出先)

野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	各種健診事業							
届出担当課等の名称	保健福祉部保健センター							
事務の目的	自らの加齢に伴って生ずる心身の変化の自覚と、常に健康の保持増進に資することを目的として各種健診事業を実施するため、別紙に掲げる業務を行う。							
対象者の範囲	健康診査及び検診の対象者							
個人情報の記録項目	①基本的事項	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他						
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 住居状況 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他						
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input checked="" type="checkbox"/> その他（健康診査及び検診の結果並びに保健指導の内容）						
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由（第7条第3項） <input checked="" type="checkbox"/> 1号（根拠法令 高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法） <input type="checkbox"/> その他							
	④心身の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他						
	⑤社会生活	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他						
	⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他						
⑦その他								
事務開始年月日	昭和36年4月1日							
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（ <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他） 本人以外から収集している理由（第7条第2項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他							
個人情報の目的外利用・提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他） 目的外利用・提供をしている理由（第9条第1項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他							
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	外部委託の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
備考	個人情報の保存期間 1・3・ 5 ・10年 永年・常用 その他（ ）							

各種健診事業の内容

- 1 特定健康診査（メタボリックシンドロームに着目した健診）及び特定保健指導
 - (1) 特定健康診査の受診券の発送に関すること。
 - (2) 特定健康診査の健診結果の通知に関すること。
 - (3) メタボリックシンドローム及び生活習慣病の改善について受診者へ情報提供を行うこと。
 - (4) 特定健康診査の結果に基づく特定保健指導に関すること。
 - (5) 本人の同意を得て特定健康診査の結果について、他の医療保険者に情報を提供し、又は情報を受けること。
 - (6) 電子計算機により健診結果の台帳を管理すること。
- 2 各種検診（胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、結核・肺がん検診、歯周疾患、肝炎ウイルス検診）
 - (1) 受診券の発送に関すること。
 - (2) 受診結果の通知に関すること。
 - (3) 電子計算機により検診結果の台帳を管理すること。
- 3 後期高齢者健康診査
 - (1) 受診券の発送に関すること。
 - (2) 健診結果の通知に関すること。
 - (3) 電子計算機により健診結果の台帳を管理すること。
- 4 若者健康診査
 - (1) 受診券の発送に関すること。
 - (2) 健診結果の通知に関すること。
 - (3) 若者健康診査の結果に基づく受療勧奨に関すること。
 - (4) 電子計算機により健診結果の台帳を管理すること。

第2号様式（第3条第4項）

個人情報を取り扱う事務 変更・廃止 届出書

平成30年2月28日

(届出先)

野田市長

届出者 野田市教育委員会

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	子ども未来教室事業に関する事務
届出担当課等の名称	生涯学習部 社会教育課
変更・廃止年月日	平成30年3月1日
変更・廃止の理由	子ども未来教室事業の担当課の変更及び事業の対象者に公立小学校の3年生を加えるため。
変更内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 届出担当課等の名称を「児童家庭部児童家庭課」から「生涯学習部社会教育課」に変更する。 ● 事務の目的を次のように変更する。 変更前：「市内の公立中学校に通学する生徒を対象に学校の授業を理解できるよう、生徒の自主的な学習をサポートし、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援の場を設け、子どもたちが将来への希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう支援するもの。」 変更後：「市内の公立小学校及び公立中学校の児童生徒が学校の授業を理解できるよう、児童生徒の自主的な学習をサポートし、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援の場を設け、子どもたちが将来への希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう支援するもの。」 ● 対象者の範囲を次のように変更する。 変更前：「受講生徒及びその保護者、講師」 変更後：「受講児童生徒及びその保護者、講師」 ● 個人情報の記録項目 ⑦その他「受講生徒にあっては、成績状況、進学状況、出席状況」を「受講児童生徒にあっては、成績状況、進学状況、出席状況」に変更する。
備考	

別記第1号様式（第3条第3項）

個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成29年3月10日

(届出先)

野田市長

届出者 野田市教育委員会

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	子ども未来教室事業に関する事務							
届出担当課等の名称	生涯学習部 社会教育課							
事務の目的	市内の公立小学校及び公立中学校の児童生徒が学校の授業を理解できるよう、児童生徒の自主的な学習をサポートし、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援の場を設け、子どもたちが将来への希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう支援するもの。							
対象者の範囲	受講児童生徒及びその保護者、講師							
個人情報の記録項目	①基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> その他（通学先、学年、連絡先）						
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他						
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他						
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由（第7条第3項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input type="checkbox"/> その他							
	④心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他						
	⑤社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他						
	⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他						
⑦その他	受講児童生徒にあっては、成績状況、進学状況、出席状況 講師にあっては、経歴							
事務開始年月日	平成29年4月3日							
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外（ <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他） 本人以外から収集している理由（第7条第2項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input checked="" type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他							
個人情報の目的外利用・提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他）							
	目的外利用・提供をしている理由（第9条第1項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他							
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	外部委託の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
備考	個人情報の保存期間 1・3・⑤・10年 永年・常用 その他（ ）							

野田市子ども未来教室事業に関する事務の内容

事務の流れ

- 1 子ども未来教室の利用を希望する児童生徒の保護者は、教育委員会に対して子ども未来教室利用申込書を提出する。
- 2 教育委員会は、子ども未来教室を利用する児童生徒（以下「利用者」という。）の名簿を作成する。
- 3 教育委員会は、事業のうち、週1回公民館等で行う学習支援を民間事業者に委託する。
- 4 教育委員会は、学習支援の委託を受けた民間事業者（以下「受託者」という。）から学習支援を行う講師の経歴を聞き取る。
- 5 教育委員会は、受託者に対して利用者の名簿を提供する。
- 6 受託者は、週1回利用者に対して学習支援を実施し、定期的に小テスト等を行い利用者の理解度を確認する。
- 7 受託者は、学習支援を実施したときは、「子ども未来教室日誌」を作成する。
- 8 受託者は、利用者から学習支援終了後の進学状況を聞き取る。
- 9 教育委員会は、事業実施の効果を検証するため、利用者の出席状況、受託者が確認した生徒の理解度及び受託者が聞き取った進学状況について受託者から報告を求める。

別記第1号様式（第3条第3項）

個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成30年3月20日

(届出先)

野田市長

届出者

野田市教育委員会

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	野田市文化・スポーツ推進奨励金交付事務						
届出担当課等の名称	生涯学習部 社会体育課、社会教育課						
事務の目的	文化活動又はスポーツ活動において国際大会又は全国大会に出場した個人又は団体に対し、野田市文化・スポーツ推進奨励金を交付する。						
対象者の範囲	申請者						
個人情報の記録項目	①基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他					
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他					
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他					
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由（第7条第3項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input type="checkbox"/> その他						
	④心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他					
	⑤社会生活	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input checked="" type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他					
	⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他					
⑦その他	振込先口座、出場した大会の情報						
事務開始年月日	平成30年4月1日						
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（ <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他） 本人以外から収集している理由（第7条第2項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他						
個人情報の目的外利用・提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他） 目的外利用・提供をしている理由（第9条第1項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他						
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
備考	個人情報の保存期間 1・3・5・10年 永年・常用 その他（ ）						

別紙

野田市文化・スポーツ推進奨励金交付事務の内容

- 1 申請者から奨励金の交付申請を受け、受理する。
- 2 申請内容を審査し、交付の可否を決定、通知する。
- 3 交付の決定を受けた者から請求を受け、奨励金を支払う。

個人情報の保護に関する特記事項について

前回の審査会において保留となった「個人情報の保護に関する特記事項」の改正案第16項の損害賠償の規定については、「受注者の故意又は過失を問わず」の文言を削除する。

法律顧問弁護士の見解	<p>(有効性について)</p> <p>官と民との契約であることから、官の優越的な地位を利用した規定として、一般論としては無効となる可能性があるのみならず、過失責任主義の原則にも抵触する。例外としての無過失責任は、法で規定すべきものである。</p> <p>(必要性について)</p> <p>委託の契約に当たり、要請される規定内容としては、「受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより」という責任形式を限定した規定で充分であり、無過失責任の規定は要請として認められないと考える。</p> <p>(本特記事項について)</p> <p>「受注者の故意又は過失を問わず」の文言は、削除すべきである。</p>
個人情報保護委員会事務局の見解	雛形には規定しているが、なくても良い規定である。

改 正 案	前回の改正案
<p>16 損害賠償</p> <p>受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。</p>	<p>16 損害賠償</p> <p><u>受注者の故意又は過失を問わず、</u> 受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。</p>

代理人による本人開示請求の手続について

(変更点①)

代理人による本人開示請求の手続について、「野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引」及び「個人情報保護条例に基づく本人開示請求対応マニュアル」において、厳格な請求権の確認のために、代理人の本人確認書類及び代理権を証する書類は提出が必要としたが、他団体において提出を義務付けている団体はなく、また、複数の職員が確認することで適切な確認はできることから、提示のみでの受付を可能とする。

(変更点②)

また、任意代理人による本人開示請求について、代理人を装う不正な請求を防止するために、委任者の本人確認書類が必要としたが、他団体において委任者の本人確認書類を義務付けている団体はなく、また、委任者の本人確認書類までも求めることは、委任をして本人開示請求をしようとする者が請求を躊躇し、その請求の機会を奪うことにもつながりかねないため、任意代理人の代理権を証する書類は委任状のみでの受付を可能とする。

【参考】 野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引の新旧対照表

変更後	変更前
<p>運転免許証等の請求者の本人であることを証明する書類は、原則として写しを取って請求書に添付するが、写しを取ることを断られた場合は、総務課職員及び担当課職員の複数名で確認し、提示のみで請求を受け付けることも可能である。</p> <p>※ 変更点① <u>代理人による請求の場合及び死者の個人情報の請求の場合は、次の書類が必要となる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法定代理人 <ul style="list-style-type: none"> ① 代理権を証明する書類 ② 請求者が法定代理人本人であることを証明する書類 ○ 任意代理人 <ul style="list-style-type: none"> ① 委任状 ② 請求者が代理人本人であることを証明する書類 ○ 死者の個人情報を請求する者 <ul style="list-style-type: none"> ① 請求者が本人であることを証明する書類 ② 死者に関する情報が請求者本人の情報となることを証明する書類 <p>※ 変更点② (削る。)</p>	<p>運転免許証等の請求者の本人であることを証明する書類は、原則として写しを取って請求書に添付するが、写しを取ることを断られた場合は、総務課職員及び担当課職員の複数名で確認し、提示のみで請求を受け付けることも可能である。</p> <p><u>ただし、代理人による請求の場合及び死者の個人情報の請求の場合の次の書類は、提出が必要となる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法定代理人 <ul style="list-style-type: none"> ① 代理権を証明する書類 ② 請求者が法定代理人本人であることを証明する書類 ○ 任意代理人 <ul style="list-style-type: none"> ① 委任状 ② 請求者が代理人本人であることを証明する書類 ③ 委任者が本人であることを証明する書類 <p>⇒ <u>委任者の本人確認書類の写しの提出を求めることで、代理人を装う不正な請求を防止し、本人の個人情報を保護する。</u></p> ○ 死者の個人情報を請求する者 <ul style="list-style-type: none"> ① 請求者が本人であることを証明する書類 ② 死者に関する情報が請求者本人の情報となることを証明する書類